

事 務 連 絡

平成 27 年 5 月 15 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

専務理事 矢ヶ崎 忠夫

**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第 2 条第 1 5 項に規定する指定薬物及び同法第 7 6 条の 4 に規定す
る医療等の用途を定める省令の一部改正について**

このことについて、平成 27 年 5 月 11 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事監視指導班長から、別添のとおり通知がありました。貴会関係者にも周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 98 号）が公布されたことに伴い、厚生労働省医薬食品局長から、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長あて、関係各方面に対する周知と適切な指導を依頼したことについて同局長から通知されたので、その旨留意するとともに、本会会員への周知を依頼されたものです。

本件のお問い合わせ先

公益社団法人

日本獣医師会事業担当：駒田

TEL 03-3475-1601

事 務 連 絡
平成 2 7 年 5 月 1 1 日

公益社団法人 日本獣医師会専務理事 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
薬事監視指導班長

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条
第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を
定める省令の一部改正について（施行通知）

このことについて、厚生労働省医薬食品局長より別添写しのとおり通知がありました
ので、御留意いただくとともに、貴会会員への周知方お願いします。



薬食発0501第4号
平成27年5月1日

農林水産省消費・安全局長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条
第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性
及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法
第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令
第14号）において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等
の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第98号）が
公布されたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛
てに、別添写しのとおり通知しましたので、貴職におかれましては、御了知の
上、関係機関への周知をお願い申し上げます。





薬食発0501第1号
平成27年5月1日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和
35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第15項に規定する指定薬物等
については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医
療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号。以下「指定薬物省令」
という。）において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等
の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第98号）が
公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適
切な指導をお願い申し上げます。

記

1. 指定薬物の指定等

(1) 新たに包括的に指定薬物を指定すること

次の物質群について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該
作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体
に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたこ
とから、法第2条第15項に規定する指定薬物として指定したこと。

2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オンの2位にアミノ基以外の置換基が結合していないか又は当該アミノ基の代わりに次の表の第1欄に掲げるいずれかの置換基が1つ結合し、かつ、3位に水素以外が結合していないか又は同表の第2欄に掲げるいずれかの置換基が1つ結合し、かつ、ベンゼン環の2位から6位までに水素以外が結合していないか又は当該ベンゼン環の2位、3位若しくは4位に同表の第3欄に掲げるいずれかの置換基が1つ結合している物であって基本骨格の2位、3位及び当該ベンゼン環にさらに置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。

イ 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）に規定する覚せい剤

ロ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に規定する麻薬及び向精神薬

第1欄		第2欄		第3欄	
1	メチルアミノ基	1	メチル基	1	メチル基
2	エチルアミノ基	2	エチル基	2	エチル基
3	ジメチルアミノ基	3	<u>直鎖状プロピル基</u>	3	メトキシ基
4	ジエチルアミノ基	4	<u>直鎖状ブチル基</u>	4	メチレンジオキシ基
5	メチルエチルアミノ	5	<u>直鎖状ペンチル基</u>	5	フッ素原子
基		6	<u>直鎖状ヘキシル基</u>	6	塩素原子
6	1-ピロリジニル基	7	<u>直鎖状ヘプチル基</u>	7	臭素原子
				8	ヨウ素原子

※下線部が今回新たに包括指定されたもの

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となること。

(3) 所要の規定の整理

指定薬物省令中、(1) に掲げる物質群に含まれることとなる次に掲げる13物質の名称を指定薬物省令から削除したこと。ただし、当該13物質については改正省令の施行後においても、(1) に掲げる物質群に含まれる物質であることから法第2条第15項に規定する指定薬物であることに変わりはないこと。

①名称：2-エチルアミノ-1-(4-メチルフェニル)ヘキサン-1-オン及びその塩類

通称：—

②名称：1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)オクタン-1-オン及びその塩類

通称：α-POP、PV9

③名称：1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ノナン-1-オン及びその塩類

- 通称： α -PNP、PV10
- ④名称：1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類
- 通称： α -PHP
- ⑤名称：1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ヘプタン-1-オン及びその塩類
- 通称： α -PHPP、PV8
- ⑥名称：1-(4-フルオロフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)オクタン-1-オン及びその塩類
- 通称：4-Fluoro- α -POP
- ⑦名称：1-(4-フルオロフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘプタン-1-オン及びその塩類
- 通称：4-Fluoro- α -PHPP
- ⑧名称：1-(4-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)オクタン-1-オン及びその塩類
- 通称：4F-Octedrone
- ⑨名称：1-(4-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)ヘキサン-1-オン及びその塩類
- 通称：—
- ⑩名称：1-(4-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類
- 通称：MPHP、4-MePHP
- ⑪名称：1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類
- 通称：3,4-Methylenedioxy- α -PHP、MDPH
- ⑫名称：1-(4-メトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)オクタン-1-オン及びその塩類
- 通称：4-Methoxy- α -POP
- ⑬名称：1-(4-メトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘプタン-1-オン及びその塩類
- 通称：4-Methoxy- α -PHPP、4-Methoxy-PV8

2. 施行期日

公布の日（平成27年5月1日）から起算して10日を経過した日（平成27年5月11日）から施行する。